

# 公立大学法人沖縄県立芸術大学全学教育センター規程

令和3年4月1日

沖芸大規程第47号

(趣旨)

**第1条** この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学組織規則（令和3年沖芸大規則第3号）第14条第3項に基づき、全学教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

**第2条** センターは、本学の専門教育の教育活動と連携し、全学の教育を関連させつつ、本学の教養教育及び資格課程教育を実施するとともに、その研究・開発に取り組む。

(組織)

**第3条** センターは、次に掲げる教員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 教養教育を主務とする専任教員
- (3) 教職課程を主務とする専任教員及び博物館学課程を主務とする専任教員
- (4) 各学部教務・学生委員長
- (5) 各学部において専門科目を担当する専任教員 各1名
- (6) 芸術文化研究所専任教員 1名
- (7) 学長が必要と認める者

(任期)

**第4条** 前条第5号から第7号までに掲げる教員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、教員が欠けた場合における補欠の教員の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長)

**第5条** センター長は、全学教育センターの学務及び事務を掌理する。

2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 センター長に事故があるときは又は欠けたときは、副センター長がその職務を代理する。

(副センター長)

**第6条** センターに、副センター長を置く。

2 副センター長は、センター長がセンター教員の中から指名する。

3 副センター長は、センター長の業務を補佐する。

4 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員会)

**第7条** センターに全学教育センター委員会（以下「委員会」という。）を置き、第3条に掲げる教員を持って構成する。

(審議事項)

**第8条** 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 全学教育の授業科目、履修方法に関する事。
- (2) センター予算の構成及び配分に関する事。
- (3) 全学教育を担当する非常勤講師の採用に関する事。
- (4) センター所属教員の選考に関する事。
- (5) その他、センターの運営に関する重要な事。

(招集)

**第9条** 委員会は、センター長が招集する。

2 委員会構成員の3分の1以上の者から招集の要求があったときは、センター長は委員会を招集しなければならない。

(議事)

**第10条** 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員会は、厚生委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

**第11条** 委員会は、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事録)

**第12条** 委員会は、議事録を備え、会議の日時、出席者、議事日程及び議決の要旨、その他必要な事項を記載する。

2 議事録は、センター長が保管し、構成員の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

(庶務)

**第13条** センターに関する庶務は、教務学生課において処理する。

(雑則)

**第14条** この規程に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、理事長が別に定める。

**附 則** (令和3年4月1日理事長決裁)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 沖縄県立芸術大学全学教育センター設置規程(平成23年9月29日評議会決定)及び沖縄県立芸術大学全学教育センター委員会規程(平成23年9月29日評議会決定)は廃止する。